

診療用放射線照射装置設置届

年 月 日

（宛先）前橋市保健所長

医療機関 所在地
名 称
管理者氏名
（電話番号 ）

医療法施行規則第26条の規定により、下記のとおり診療用放射線照射装置の設置を届け出ます。

記

1 設置予定年月日

年 月 日

2 使用開始予定年月日

年 月 日

3 その他届出事項

別記のとおり

【別記】

		No. ①	No. ②	No. ③			
照射装置	製作者名						
	型式・製造年月	; 年月製造	; 年月製造	; 年月製造			
	医療器具承認番号						
	放射性同位元素の種類						
	数量	Bq	Bq	Bq			
装備・構造・能力等の状況(※ 該当する方に○を付すほか、測定値等を記載)				No. ①	No. ②	No. ③	
装置の防護	収納容器からの漏えい線のしゃへい			適・否	適・否	適・否	
	二次電子ろ過板(放射線障害の防止に必要な場合)の設置			有・無	有・無	有・無	
	照射口の開閉遠隔操作構造又は従事者の防護措置			適・否	適・否	適・否	
使用室	使用室の名称						
	使用室の構造(※ 耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。)						
	画壁外側における実効線量(※ 最大値を記載すること。単位:mSv/週)						
	通常使用出入口の数(1か所)			適・否	適・否	適・否	
	放射線発生自動表示装置			有・無	有・無	有・無	
	使用室の標識			有・無	有・無	有・無	
貯蔵施設	貯蔵室	貯蔵室の構造(※ 耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。)					
		貯蔵室の開口部(特定防火設備)			有・無	有・無	有・無
		通常使用出入口の数(1か所)			適・否	適・否	適・否
	貯蔵箱等	扉等の外部に通ずる部分の鍵等			有・無	有・無	有・無
		画壁外側における実効線量(※最大値を記載すること。単位:mSv/週)					
		貯蔵施設の標識			有・無	有・無	有・無
貯蔵容器	貯蔵箱等	貯蔵箱等の構造(※耐火構造、不燃材料又はその他の別を記載すること。)					
		ふた等の外部に通ずる部分の鍵等			有・無	有・無	有・無
	画壁外側における実効線量(※最大値を記載すること。単位:mSv/週)						
	貯蔵施設の標識			有・無	有・無	有・無	
貯蔵容器	容器外側における実効線量率(※ 最大値を記載すること。単位:μSv/時)						
	貯蔵容器の構造			適・否	適・否	適・否	
	貯蔵容器及び貯蔵する放射性同位元素の種類と数量の表示			有・無	有・無	有・無	
運搬容器	容器外側における実効線量率(※ 最大値を記載すること。単位:μSv/時)						
	運搬容器の構造			適・否	適・否	適・否	
	運搬用器及び運搬する放射性同位元素の種類と数量の表示			有・無	有・無	有・無	
放射線治療病室	放射線治療病室の名称						
	放射線治療病室の構造						
	画壁外側における実効線量(※最大値を記載すること。単位:mSv/週)						
	放射線治療病室の標識			有・無			
	病床数			床			

管理区域	区域外側における実効線量（※最大値を記載すること。単位：mSv/3月）						
	標識				有・無	有・無	有・無
	立入禁止等の措置				有・無	有・無	有・無
その他の	注意事項の掲示（従事者・患者）				有・無	有・無	有・無
	敷地内居住区域・敷地境界の実効線量（※最大値を記載すること。単位： μ Sv/3月）						
	放射線診療従事者等の被ばく防止				有・無	有・無	有・無
	患者の被ばく防止				有・無	有・無	有・無
	使用室内でのエックス線装置の併用				有・無	有・無	有・無
	使用室内でエックス線装置を併用する場合の同時ばく射防護措置				適・否	適・否	適・否
	その他防護措置（※ 措置の内容を記載すること。）						
装置を使用する医師等	職名・職種	氏名	免許登録年月日	免許登録番号	放射線診療に関する経歴		

添付書類

- 1 診療用放射線照射装置使用室・貯蔵施設・放射線治療病室図（装置のほか、隣接室及び上下階の室を明示した平面図及び側面図）
- 2 施設の防護に関する検査・測定結果（責任者の所属、職氏名を記したものに限る。）又は遮蔽計算書
- 3 管理区域を明示した放射線診療関係施設の平面図
- 4 使用室内でエックス線装置を併用する場合、同時ばく射等の防護措置の内容を記載した書面

注 1) この届出は、個々の診療用放射線照射装置ではなく、病院（診療所）としての診療用放射線照射装置全体に関する設置の届けであり、個々の診療用放射線照射装置の新設・廃止等は様式第31号による診療用エックス線装置等変更届によること。
 2) 診療用放射線照射装置使用室図は、原則として縮尺50分の1以上のものとし、照射方向、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(m)並びに防護物の材料及び厚さを記入すること。